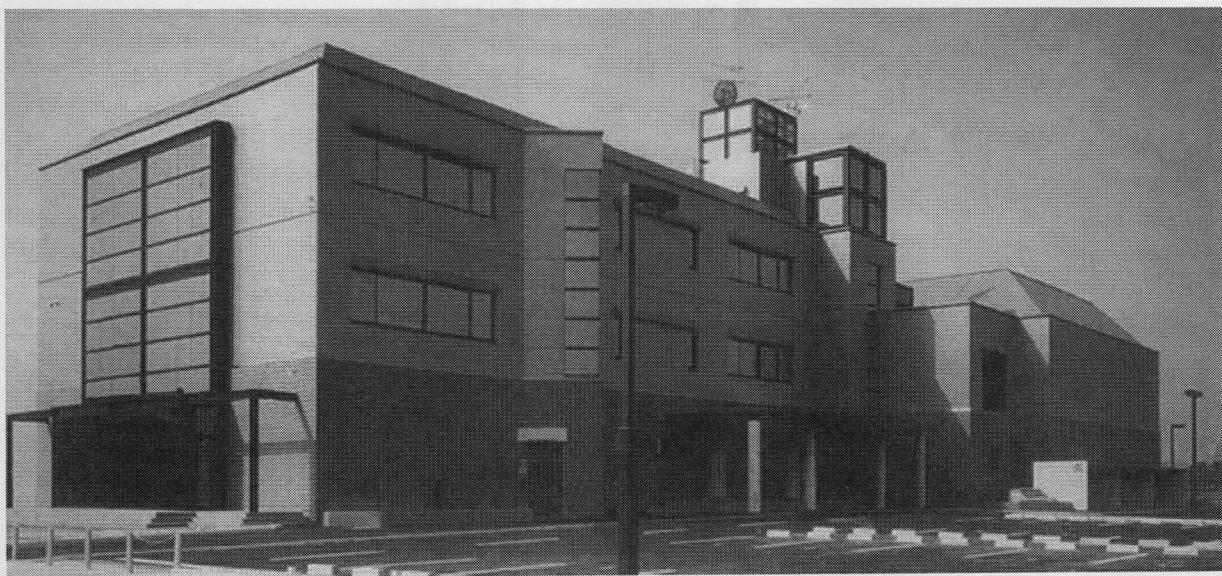


# 一宮市の公民館



一宮市南部生涯学習センター・朝日公民館

一宮市教育委員会  
教育部生涯学習課

## 目 次

I.	はじめに	2
II.	一宮市の公民館	2
1.	公民館の施設	2
2.	公民館の事業	2
3.	地区公民館事業の運営組織	2
(1)	公民館本部役員	2
(2)	公民館推進委員	3
(3)	公民館協力部	3
4.	公民館主事	4
	一宮市公民館の組織	4
5.	地区公民館の事業内容	5
(1)	魅力ある地域づくり事業	5
(2)	家庭・青少年学習事業	5
(3)	成人・高齢者学習事業	5
(4)	女性学習事業	5
(5)	学習発表会事業	5
(6)	体育レクリエーション事業	5
6.	地区公民館の利用	6
(1)	公民館の貸出制限	6
(2)	公民館の利用方法	6
(3)	貸出しの優先順位	6
7.	行事補償保険	7
(1)	対象になる活動	7
(2)	対象にならない場合	7
(3)	保険金額	8
III.	おわりに	8
	一宮市の地区公民館施設	9

## I はじめに

時代は今、人々が生きがいを求めて充実した人生を送ることができる持続可能な社会づくりが求められています。

すべての人々の生涯学習活動を支援する場として、公民館の重要性は今後さらに増大するに違いありません。

公民館は地域の社会教育を中心とした生涯学習の拠点であり、社会教育や生涯学習活動を進める機会と場を地域にお住まいの皆さんに提供しています。

## II 一宮市の公民館

### 1 公民館の施設

公民館は地域に根ざした文化活動、学習活動の場であり、地域住民の生涯学習や交流とふれあいの場として多くの市民に利用されています。いつでも・だれでも・気軽に利用できるよう市内各地に地区公民館が設けられ、地域の生涯学習等の拠点施設となっています。

当市の地区公民館は、9ページのとおりです。

### 2 公民館の事業

中央公民館事業では、公民館相互の連携調整に関する事業として、各地区の公民館役員を対象とした研修会や事例発表会を開催しています。

地区公民館では、市教育委員会より委嘱される連区公民館長のもと地域のボランティアの方が役員となり、公民館執行部、公民館推進委員、公民館協力部を組織し、それぞれの地区で事業を開催しています。

### 3 地区公民館事業の運営組織

#### (1) 公民館本部役員

地区公民館は、地域の人々により運営されています。連区公民館長・副連区公民館長を中心として、執行部役員が「魅力ある地域づくり」「家庭学習」「成人学習」「女性学習」「体育レクリエーション」などの部に分かれ、それぞれの事業を企画し、実施します。

### (2) 公民館推進委員

公民館本部役員だけで、地域のさまざまな学習要求に応え、地域の課題を的確に把握しその実情に応じた公民館運営を図ることは困難なことです。地域全般に公民館活動を周知したり住民の声を汲み取ったりするには、地域の皆さんのご協力が不可欠です。

このため、各町内から公民館推進委員を推薦していただいています。一部には協力員の名称を使っているところや、別に担当委員、体育委員、文化委員などを設けている地区もあります。

その役割は、地域の住民に公民館活動をPRしていただくこと、積極的な参加を呼びかけていただくこと、また地域住民からの要望を本部役員に知らせていただくことなどです。さらに運動会や学習発表会などで会場設営などのお手伝いをしていただいているところもあります。

このように、公民館と地域の皆さんとのパイプ役となる重要な役目を担っていただいています。

### (3) 公民館協力部

公民館協力部は、地域の各種団体の代表の方や学識経験者で構成され、次のようなご協力をしていただいています。

公民館事業に対し、

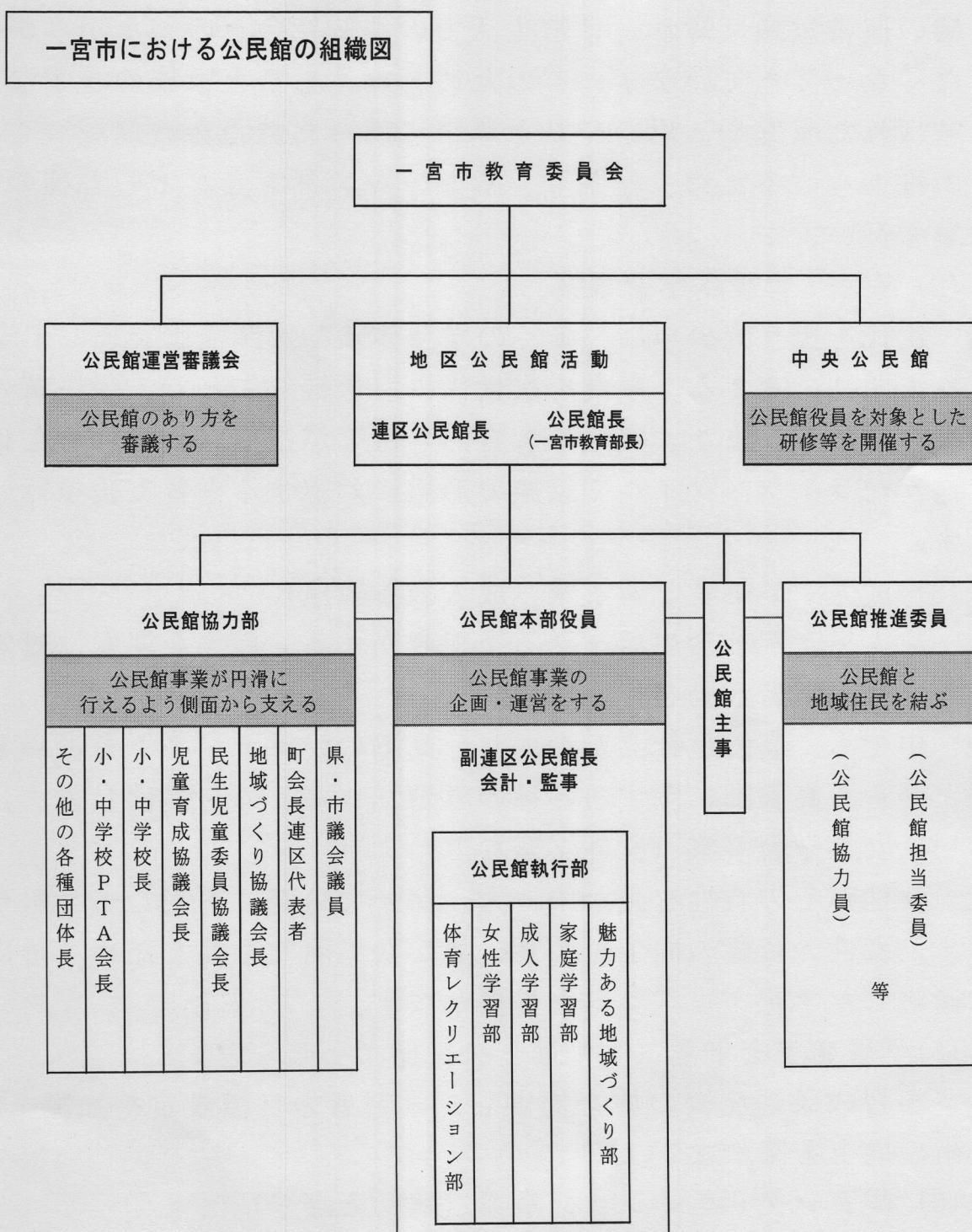
- ①会場や情報を提供していただく。
- ②傘下の会員に参加を呼び掛けていただく。
- ③公民館活動とタイアップして事業を行っていただく。
- ④その経験を生かし講師を務めていただく。
- ⑤そのほか、事業実施への協力をしていただく。

このように、側面から支えていただくことで公民館の事業は円滑に、また効果的に進行していきます。

## 4 公民館主事

公民館主事は市職員等が担当し、公民館の管理や公民館活動への助言などをしてています。

以上、当市の公民館の組織を図にすると下記のようになります。



## 5 地区公民館の事業内容

公民館では、地域の自然条件や生活・文化・人材などの特色を十分生かし、様々な年代の方が、必要とする学習機会を選択できるよう、各種の学習プログラムを提供しています。

### (1) 魅力ある地域づくり事業

都市化、核家族化、高齢化の進展などの社会変化により、地域の連帯意識は薄れ、日常生活での地域社会とのつながりが少なくなっています。このため、ぬくもりと家族のきずなで結ばれた家庭や、思いやりと連帯に満ちた魅力ある地域づくりの推進をするため、盆踊り、ウォーキング大会などの各種の事業を行います。

### (2) 家庭・青少年学習事業

次代を担う青少年に、多くの学習体験や実践活動を通して豊かな人間性を育てる。事業を次世代に引き継ぐことで、公民館の未来を委ねる。また、家庭の教育力の低下が指摘されている今日、様々なライフスタイルや家族の形態に対応する学習支援を行います。

### (3) 成人・高齢者学習事業（成人教養講座）

成人男女が社会生活を送る上で直面する、様々な課題に対処するための学習活動を行います。

中でも、高齢化社会が進展し、高齢の受講者が多くを占めることから、高齢期に関する各種の学習プログラムを提供します。

### (4) 女性学習事業（女性学級など）

女性がその特性を生かす一方、様々な分野に参画しつつあります。女性の資質の向上を図り、豊かな人間性を養うため、時代に適応した学習プログラムを提供します。

### (5) 学習発表会事業（文化展、公民館まつりなど）

学習成果の発表の場を提供し、学習者の目標設定や知識・技術の向上を図ります。

### (6) 体育レクリエーション事業（運動会など）

生涯スポーツ、レクリエーション活動を通じて、地区住民の健康、生きがいづくりを推進します。

## 6 地区公民館の利用

公民館には講座や公民館利用サークルの活動などのための大小の部屋があり、原則として地区住民の団体・グループの方に無料でご利用いただいております。なお、限られた施設を有効にご利用いただくため、利用方法を定めています。

### (1) 公民館の貸出制限

- ①公益、公安、その他風俗を害するおそれがあるとき。
- ②営利を目的とするとき、または特定の営利事業を援助するとき。
- ③特定の政治目的を有する、または特定の政党の利害に関するとき。
- ④特定の宗教を支持し、または特定の教派もしくは教団を支持するとき。
- ⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（第9条第6号において「暴力団」という。）の利益になるとき。

### (2) 公民館の部屋利用

#### ①利用時間

午前9時から午後9時まで

（後片付け、現状回復などの整理時間を含む）

#### ②休館日

年末年始（12月28日から翌年の1月4日まで）

#### ③申し込み方法

使用許可申請書を、使用希望日の2ヶ月前の1日から使用希望日の3日前までに所定の場所に提出します。

（例）4月に利用希望する場合は2月1日から提出できます。

### (3) 貸出しの優先

公的行事（市・公民館主催事業等）への貸出し優先や趣味のサークル活動の定期利用方法などの定めがあります。詳細は各公民館にお尋ねください。

## 7 行事補償保険

行事の中で、事故やケガの無いよう注意を置いていても不可抗力やうっかりミスなどだけがをすることがあります。そのため、当市では全国市長会の「市民総合賠償補償保険」に加入しています。以下の活動に参加するすべての参加者が対象になります。

### (1) 対象になる活動

①市（＝公民館、以下同じ）が主催する社会体育活動、社会教育活動

ア、社会体育活動の例

- ・市民体育大会
- ・スポーツ教室
- ・レクリエーション活動
- ・その他市が主催する社会体育活動

イ、社会教育活動の例

- ・講演会、講習会、討論会等
- ・音楽会、演劇会、美術展等
- ・成人教養講座、女性学級、家庭教育学級等
- ・青少年に対する社会奉仕体験活動、自然体験活動等
- ・その他市が主催する活動（社会見学、観劇会等）

②その他、市が主催し、住民が参加する行事等

河川・道路清掃、防災訓練、民踊、投票所内での投票等

③市の管理下にあるボランティア活動

### (2) 対象にならない場合

①行事に参加するための会場までの往復途上の事故は対象となりません。

②観覧者や応援者は含まれません。ただし、観覧者または応援者が当該スポーツ活動に起因して身体障害を被ったような場合は対象となります。例えば、野球大会の応援者にファウルボールが当たりけがをした場合は対象となりますが、単なる観覧中に誤って転落したような場合は対象となりません。

③公民館の中での事故であっても市主催の行事でない限り、対象になりません。市主催行事以外の利用者や自主サークル活動は対象なりません。

### (3) 保険金額

#### ①死亡補償保険金、後遺障害補償保険金

傷害が直接の原因として事故の日から180日以内に死亡の場合は200万円、後遺障害を生じた場合は程度に応じ8万円～200万円が支払われます。

#### ②通院補償保険金、入院補償保険金

傷害が直接の原因として事故の日から180日を経過するまでの間に通院、入院した場合、日数に応じ次の保険金が支払われます。

入院保険金		通院保険金	
入院日数	保険金額	通院日数	保険金額
1日～5日	10,000円	1日～5日	5,000円
6日～15日	30,000円	6日～15日	10,000円
16日～30日	60,000円	16日～30日	30,000円
31日～60日	90,000円	31日～60日	45,000円
61日～90日	120,000円	61日以上	60,000円
91日以上	150,000円		

## III おわりに

日常生活において地域社会とのつながりが少なくなったと言われて久しくなりました。公民館を知らない世代や、一度も足を運んだことのない人も増えつつあります。

公民館の役割も変わってきました。これからは、若い世代を含む多くの人々に公民館を知ってもらう、公民館活動で地域の連帶意識を高める、公民館ならではの学習プログラムを提供するなど時代に合った公民館活動が求められています。

公民館は地域のみなさんが気軽に集えるコミュニティの拠点です。地域のみなさんで盛り上げていただき、すべての世代が一宮市の公民館に親しんでいただけることを願っています。

## 一宮市の地区公民館施設

施設名	所 在 地	電話番号
宮西公民館	文京1丁目3番1号	23-7431
貴船公民館	貴船1丁目1番19号	23-7430
神山公民館	野口1丁目6番22号 (いちのみや中央プラザ内)	43-3001
大志公民館	大江3丁目9番14号	24-5206
向山公民館	古金町1丁目12番地1	24-5107
富士公民館	羽衣2丁目5番74号	24-5125
葉栗公民館	大毛字南出120番地	78-0002
西成公民館	小赤見字郷浦53番地	77-3512
丹陽公民館	三ツ井3丁目2番37号	77-4075
浅井公民館	浅井町前野字郷西85番地	78-2208
北方公民館	北方町北方字勅使53番地1	86-3443
大和公民館	末広3丁目6番1号	45-6601
今伊勢公民館	今伊勢町宮後字郷中茶原71番地3	45-7522
奥公民館	奥町字下口西83番地	62-8291
萩原公民館	萩原町萩原字河原崎79番地	68-1221
千秋公民館	千秋町佐野字郷西48番地	76-0008
小信中島公民館	小信中島字南九反11番地1	62-5150
大徳公民館	西五城字荒子中切63番地1	64-8383
開明公民館	開明字柳苗代1番地1(尾西運動場内)	43-8686
尾西公民館	東五城字備前12番地	62-8333
朝日公民館	明地字宮東38番地	69-7850
木曽川公民館	木曽川町内割田一の通り27番地	84-0020

令和5年4月現在